

## 学校において予防すべき感染症（学校伝染病）（学校保健法施行規則第 19 条）

学校においては、学校保健安全法（学校保健法改正、平成 21 年 4 月 1 日より施行）により「学校において予防すべき感染症」（学校伝染病）として下記のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

### 第一種 出席停止期間の基準：治癒するまで

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱  
急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5 N1型）  
指定感染症 新感染症

### 第二種

病名	出席停止期間の基準（学校保健法施行規則第 20 条）
インフルエンザ	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで

### 第三種（飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性のある感染症）

出席停止の基準：病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで出席停止

コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	流行性角結膜炎
パラチフス	腸チフス	急性出血性結膜炎	その他の伝染病

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病（伝染性紅斑）

マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、

水いぼ（伝染性軟属腫）、とびひ（伝染性膿痂疹）

※必要があれば校長が学校医の意見を聞き出席停止の措置を講じることができる疾患